

<p><b>根拠法令</b></p>	<p>消防法(第11条)</p>	<p>担当課 担当係</p>	<p>消防救急課 消防救急係 0742-27-8423</p>
<p><b>制度の概要</b></p>	<p>指定数量以上の危険物を貯蔵又は取り扱う危険物施設の設置等を行おうとする場合は許可を受けなければならない。</p>		
<p><b>目的</b></p>	<p>危険物の取扱いについて規制することにより、危険物による災害を防止し、もって社会公共の福祉の増進に資することを目的とする。</p>		
<p><b>対象地域</b></p>	<p>県内全域</p>		
<p><b>規制内容</b></p>	<p><b>1 市町村長の許可が必要な場合</b> 消防本部及び消防署を置く市町村の区域に設置等を行おうとする場合は市町村長の許可を受けなければならない。(窓口：消防本部又は消防署)</p> <p><b>2 適用除外等</b> (1) 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いについては、各市町村の火災予防条例の適用がある。 (2) 航空機、船舶、鉄道又は軌道による危険物の貯蔵及び取扱いは、それぞれ航空法、船舶安全法、鉄道営業法又は軌道法による規制を受けているので、適用除外となる。</p>		
<p><b>許可等の基準</b></p>	<p>1 危険物施設の位置、構造及び設備が政令で定める技術上の基準に適合していること。 2 危険物施設においてする危険物の貯蔵又は取扱いが公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障がないこと。</p>		
<p><b>手続のフロー図</b></p>	<pre> graph TD     subgraph Applicant [申請者]         A1[仮使用承認申請]         A2[仮使用開始]         A3[仮使用終了]     end     subgraph Authority [知事・市町村長]         B1[受理審査]         B2[許可承認]         B3[完成検査前検査]         B4[完成検査]     end     A1 -- 提出 --&gt; B1     B1 --&gt; B2     B2 -- 許可通知 --&gt; A2     A2 --&gt; A3     A3 --&gt; A1     A2 --&gt; B3     B3 --&gt; A4[工事完成]     A4 --&gt; A5[完成検査申請]     A5 --&gt; B4     B4 -- 完成検査済証交付 --&gt; A6[使用開始]     A6 --&gt; A3     </pre> <p>※</p>		